

## 緑地計画のための基盤的緑地環境区分

九州大学農学部 薛 孝 夫

### 1. はじめに

快適でしかも知覚全般にわたって質の高いレクリエーション空間をつくるためには、構想段階から小施設的设计、さらには管理や運営の方法まで、一貫した計画設計上の根拠に則って作業をすすめることが有効である。空間設計を芸術活動と見做し得る場面では、この根拠は設計者の恣意で決められてきたが、自然地域に立地するレクリエーションエリアのように自然の保全とその有効利用を前提とすべき場合や、公的な施設で緑地に期待される公益的使命が大きい場合などでは、一定の制約もしくは最大公約数的基準が必要であると考えられる。

本報では、個々の緑地計画を広域の中で位置づけることにより、望ましい土地利用の方法や期待される緑地の質などに関する方針を得て、構想段階での混乱を少くするとともに計画設計に根拠を与えるための基盤的緑地環境の把握、とくに個々のエリアの計画以前になされるべき広域的な環境区分について提案する。

### 2. 基盤的緑地環境区分の概要

ここで取扱う緑地計画の内容を数ha～数百haの自然のレクリエーションエリア——例えば、県民の森や市民の森、青少年自然の家など——とし、その計画のために基盤的緑地環境を検討すべき対象区域を、原則として府県単位としている。その理由は、提案しようとする基盤環境区分が、府県レベルでの行政的な指導や規制の基準に用いられることを一次的な目標としたことにある。しかしながら、ここに述べる基盤環境区分は区分序列の多重構造の存在を容認する性質のものであり、必要があれば広域市町村単位、あるいは市町村単位を対象とした詳細な区分を、同様の方法で上位の区分と矛盾なく行うことが可能である。

緑地計画のための基盤的環境のとらえ方には、計画の内容によって種々の方法があり得るが、応用の範囲の広いものとして次の2つの方向を考えている。すなわち、①緑地計画のための土地利用計画区分、②緑地環境のイメージ設定のための地帯区分、である。

#### 2-1 緑地計画のための土地利用計画区分

自然保全と野外レクリエーションに関連した土地利

用可能性評価とでもいうべき分析を経て土地利用計画区分を行うもので、次のような方法が提案できる。すなわち、①計画対象地にスケールと目的を考慮した均等な分析単位を設定し、その単位ごとに自然保全とレクリエーション利用に関連する土地の性質を調査する、②これらに関する資源性と、都市域からの接近性や便宜性といった土地の利用性とを主な視点として土地の性質を類型化し、その類型ごとに特性に応じた土地の使い方を検討する、③検討結果を運用に便利な土地利用計画区分に結びつけ、その区分を5万分の1のスケールで図示するとともに土地の取扱い指針を示す、という方法である。

得られた成果からは自然保全の必要性の程度、および許されるレクリエーション活動の内容や開発の許容度などを読みとることができる。

宮城県を対象としたこの種の土地利用計画区分の事例<sup>1)</sup>における作業過程の概要は次のとおりである。

(1) 分析および計画区分の単位は1辺の実長約750mの方眼メッシュとした。

(2) 土地の性質に関する調査項目は、①学術性、貴重性からみた保全の必要性、②防災、環境保全からみた保全の必要性、③高密度・動的なレクリエーションに関する資源性、④低密度・静的なレクリエーションに関する資源性、⑤レクリエーション利用の便宜性、⑥保全措置の容易性、の6項目とし、それぞれを指標すると思われる要因(全体で50)を調査した。

(3) 各メッシュをそれぞれの項目ごとに評価し、モデル検討を経て用意されたプログラムに基づいて、土地の性質を示す25種の類型にあてはめた。

(4) これに、別途に調査した各メッシュについての土地利用現況を加味して性質の類似するものをまとめて22種の区分としてそれぞれの取扱い要領を検討した。

(5) 運用上の煩雑さを避けるため、取扱い方の類似したものをさらにまとめて9種類の区分とし、それぞれについて自然保全上の配慮やレクリエーション利用の内容を示した。

#### 2-2 緑地環境のイメージ設定のための地帯区分

自然性の程度や質、文化的・歴史的・社会的な特質などから得られる地域のイメージを表現する単位を得るための地帯区分で、次のような方法をとることがで

きる。すなわち、①前項と同様にして設置した土地単位ごとに、自然性の質や人為的影響の介入度などを調査する、②これらの評価値の類似性と位置関係から、区域がまとまった広がりをもつようグルーピングする、③区分された地帯区分ごとに共通のあるいは象徴的な緑地環境イメージを挙げる、という方法である。

筆者<sup>2)</sup>は、構想段階に不可欠なレクリエーションエリアの雰囲気の設定は、周辺の緑地環境の特性との調和・強調あるいは対比的取扱いを考えることで明快かつ妥当なものになりやすい、と主張しているが、この地帯区分はその検討の基盤として用いることができる。

熊本県を対象に実施したこの種の地帯区分の事例<sup>1)</sup>における作業過程の概要は次のとおりである。

(1) 1辺約1kmの国土基本メッシュを単位として、植生の自然性を指標する①植生自然度、②現存植生の成立パターン、③現存植生の安定度、と人為の介入度を指標する④人口密度、⑤交通網密度、および⑥地形傾斜度、の6項目について調査し分級した。

(2) 各項目についての評価値をメッシュ図化したものと、地質図・地形分類図などとの図形的特徴の共通性をもとに評価が類似したメッシュを連続的にグルーピングして地帯区分とした。

(3) 区分された20の区域について評価プロフィールの共通性や自然性と人為介入度とを軸とした座標空間上の距離などをもとに、連続性をもたせながらさらに大きくグルーピングした結果、第1次グルーピングとして8地域、第2次グルーピングとして4地域が得られ先の20区域と合わせる3段階の地帯区分となった。

(4) 個々の緑地計画の誘致圏や影響圏などの規模に対応する地帯区分を選んでその計画の基盤環境をとらえることとし、各区分について文献やイメージ調査から緑地環境の特性を象徴する語群を列記して環境イメージ認識の参考に供した。

### 3. 考察

都市型緑地—近郊型緑地—遠隔地型緑地、あるいは都市環境保全林—休養林—自然保護林<sup>3)</sup>といった人口集中地を中心とした概念的な地帯区分では、スケールのとらえ方によって区分の序列が多重に設定できる場合に、具体的な現場の位置づけにとまどうことがある。

緑地計画のための基盤的緑地環境区分は、緑地計画の規模や立地条件にかかわらず、個々の計画作業を明快にすることを目的としている。土地利用計画区分を

例にとれば、広域計画で1区分に属する部分でも、より狭い範囲についての計画ではこれを細分して保全と活用の序列をさらに詳細に検討できるものであることが望ましい。また、緑地環境のイメージ設定のための地帯区分では、緑地計画の規模に適切に対応する基盤環境単位の区分が段階的に用意され、その細分や統合が可能なものとならなければならない。

具体的なレクリエーションエリア計画の多くの事例では、計画地の、あるいは周辺を含めた地域の自然条件、社会条件について諸調査が行われている。そのほとんどは、これらの調査結果を総合的に参照したものが土地利用の方針などの基本構想を支える形式をとっており、これは提案した2種の基盤的緑地環境区分にあたる作業を計画地とその周辺だけについて行って判断していると理解できる。

個々の計画における調査項目と、提案した基盤環境区分のための調査項目は共通するものが多いが、広域についての基盤環境区分の成果が具体的なレクリエーションエリア計画における基礎調査の代替となるものではない。

### 4. むすび

緑地計画に関係する資料は数多くあるが、これらを目的的分析・統合し、編集する作業はあまり行われていない。ここで述べた事例は、いずれも試行的なものであり分析手法などに不備な点もあるが、その成果は現段階では緑地計画の有利なよりどころとして活用されている。

広域についての基盤的緑地環境の把握は、個々の計画に際して多くの資料を分析・統合する煩雑さや同じ資料がケースごとに異って解釈される危険性を緩和するとともに、複数の計画の間の競合、補完についての分析を容易にする点で、広域観光レクリエーション行政の指針としても役立つものであると思われる。

資料の選択や分析・統合の手法についての検討を深めると同時に、施設のデザインコントロールあるいはカラーコントロールによる地域景観の統調をこころみる単位としての応用についても検討してみたい。

### 引用文献

- (1) 薛 孝夫：九大演報 52,38～75,1982
- (2) ————：日林九支研論 34,175～176,1981
- (3) 塩谷 勉：林政学, 331pp, 地球社, 東京,1973